

第 37 回運用委員会議事要旨

1. 日 時:平成 22 年 3 月 26 日 (金) 14:00～15:45
2. 場 所:年金積立金管理運用独立行政法人 会議室
3. 参加者:・米澤委員長 ・宇野委員 ・草野委員 ・小峰委員 ・佐藤委員
・富田委員 ・能見委員 ・引馬委員 ・本多委員
(○は委員、●は事務局)

議 事 (1) 業務方法書の変更(案)について

《事務局より説明、以下、質疑等》

－質疑等－

特になし。

議 事 (2) 次期中期計画(案)、平成 22 年度計画(案)について

《事務局より説明、以下、質疑等》

－質疑等－

特になし。

議 事 (3) 管理運用方針の一部改正(案)について

《事務局より説明、以下、質疑等》

- 管理運用法人の配当課税要因というのは具体的にはどういうことがあるのか。
- 配当課税については、日本と各国等の租税条約により、基本的に 15%程度。アメリカについては、管理運用法人は非課税だが、現地税制税率は 30%。ヨーロッパは国によって異なるが 30%ぐらいが多い。今の M S C I K O K U S

A I グロスは全額課税無しで計算をするため、ベンチマークに対して年間0.2%ほどマイナスとなる。そこで、MSCIにカスタマイズして頂いたベンチマークを示してもらうというのが今回の趣旨である。

- これは、管理運用法人というよりは、日本と各国の租税条約に起因するもので、この法人独特の話ではなくて、日本の年金であれば他の基金等も抱える問題ということか。
- 当該国の本来の税制の中で公的な政府に準ずるものまでは非課税という国もあれば、そういうものなしで条約だけで軽減税率という国もある。国によって、我々は非課税だけでも、普通の企業年金は軽減税率という国もある。今回のベンチマークのカスタマイズは、MSCIに管理運用法人の税率がどうなっているかを組み込んだリターン計算をしていただくものである。
- 新年度に入ったらすぐに対応頂けるのか。
- 新年度からMSCI社に提供して頂く。
- これまでいろいろ議論してきた新興国等については、今回とは別に年度の途中でも、そういうことが決まれば変えられるということなので、とりあえず今日の段階ではこういう格好でよろしいですね。

議 事 （４）「リスク管理状況等の報告」について

《事務局より説明、以下、質疑等》

－質疑等－

特になし